

平成14年 6 月12日

株 主 各 位

福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 菅 榮 藏

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年 6 月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福島県いわき市内郷御厩町 3 丁目148番地
報 德 苑
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 平成14年 3 月31日現在の貸借対照表、第58期（平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日まで）営業報告書及び損益計算書報告の件
 - 決議事項
 - 第 1 号議案 第58期利益処分案承認の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（19頁から24頁）に記載のとおりであります。
 - 第 3 号議案 取締役 5 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
 - 第 5 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで〕

[1] 営業の概況

1. 営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、景気の牽引役であったIT産業各社の業績が悪化し始め、景気の先行きに不安感が出てきたところで、米国の同時多発テロが発生し、それがきっかけとなって、世界経済・日本経済とも後退局面に入りました。この様な低迷状態の中で、年が明け、一部輸出や生産に下げ止まりの兆しが見えだしたものの、デフレによる物価下落には歯止めがかからず、個人消費も一部持ち直しの動きが見られたものの依然低迷から抜け出せず、高止まりしている失業率の問題もあって、全体として、わが国経済は景気低迷の状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、景気低迷の中で民間設備投資が縮小し、国・地方ともに借金体質からの脱却を目指して公共事業の10%削減を打ち出すなど、市場規模が確実に縮小を続けたことから、少ないパイを奪い合う熾烈な受注競争・価格競争が繰りひろげられることとなり、非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下で当社は、当年度からスタートした中長期経営計画の重点施策である

財務健全化

営業力強化

原価削減

を順次計画に基づき推進しておりました。

しかしながら、先に述べた益々厳しくなる経営環境の変化に迅速に対応することが、会社経営の必須の条件であるとの認識で、将来を見据え、敢えて、期中に中期計画の全面的見直しを決定し、1月には、

最終的な在籍が約3割削減となる人件費削減策

営業拠点等の統廃合

住宅事業の子会社化

連結子会社の清算（常磐工事㈱・東北設備㈱）

など、抜本的な経営構造改革を発表いたしました。

その後、社内の動揺を抑えつつ、多数の3月完成の工事物件を無事故・無災害で竣工引渡しを行いながら、年度末まで構造改革実現へ向けて努力して参りました。

この結果、受注高につきましては、厳しい受注環境を反映し、前年度比13.9%減の106億5百万円となりました。その内訳は、建設事業85.8%、不動産事業2.6%、その他事業11.6%で、そのうち建設事業の工事別内訳は、建築61.5%、土木38.5%であります。

受注工事の主なものは、国土交通省・勿来地区情報ボックス工事、いわき市・公営住宅関船団地2号棟第1工区新築工事、茨城県・大北川橋梁下部工事などであります。

売上高につきましては、前年度からの繰越高が確保されていたこともあり、前年度比16.0%増の123億52百万円となりました。その内訳は、建設事業87.8%、不動産事業2.2%、その他事業10.0%で、そのうち建設事業の工事別内訳は、建築60.8%、土木39.2%であります。

完成工事の主なものは、国土交通省・南富岡橋下部工工事、日本道路公団・常磐自動車道広野IC造園工事、北茨城市・北茨城浄化センター水処理施設建設工事などであります。

次年度への繰越高につきましては、受注高の減少が影響し、前年度比37.7%減の28億92百万円となりました。

利益につきましては、昨年度の経常赤字から転換し、1億86百万円の経常黒字となりました。しかしながら、先に述べたとおり、将来を見越した経営構造改革費用である特別退職関連費を4億14百万円特別損失へ計上したことなどにより、当期損失は、1億51百万円となりました。

受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	2,509	5,599	6,593	1,515
	土 木	2,129	3,503	4,256	1,377
不 動 産 事 業		-	271	271	-
そ の 他 事 業		-	1,230	1,230	-
合 計		4,639	10,605	12,352	2,892

2. 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資総額は1億7百万円であり、その主なものは、環境関連事業の機器類購入及び事務・分析棟新築等の投資であります。

上記のほか、連結子会社の清算に伴い同社所有の土地1億7百万円を取得しております。

これらの資金は、自己資金によって充當いたしました。

資金の調達につきましては、特記すべき事項はありません。

3. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成10年度 (第55期)	平成11年度 (第56期)	平成12年度 (第57期)	平成13年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	15,643	11,651	12,313	10,605
売 上 高(百万円)	13,995	14,245	10,645	12,352
当 期 利 益(百万円)	115	115	815	151
1株当たり当期利益(円)	14.73	14.72	103.88	19.31
総 資 産(百万円)	12,149	10,735	9,811	9,518
純 資 産(百万円)	2,735	2,919	2,095	1,765

(注) 1. については、損失を表示しております。

- 平成11年度(第56期)の受注高につきましては、厳しい建設業界の状況を反映し、大型建築工事の失注や翌年度以降への先送りの影響して減少したものであります。
- 平成12年度(第57期)の売上高につきましては、平成11年度からの繰越高の減少等が影響して減少したものであります。また、当期利益につきましては、売上高の大幅な減少の影響や減損処理による評価損等を特別損失に計上したため、当期損失となったものであります。
- 1株当たり当期利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

4. 会社が対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、米国経済の早期回復をきっかけに輸出や生産が回復し始め、年度後半に向けて、景気回復が視野に入ってきたとの見方が一部あるものの、一方では依然として雇用悪化が続き、デフレスパイラルに陥る懸念も拭いきれず、景気の先行きは、依然不透明であると予測されます。

建設業界におきましては、全体の公共投資が緩やかに抑制され、効率的な配分を一層進めるという一連の流れに大きな変化はなく、建設投資全体も順次縮小していくものと見込まれます。

当社はこのような状況の下、いかなる環境変化にも耐え、生き残り、勝ち残るために必要な条件整備として、抜本的な経営構造改革を決断いたしました。

そして、会社が対処すべき課題の中でも特に早急に取り組み、結果を出さなければならない課題として、

4月末日付85名の希望退職者受け入れによる体制及び業務の見直し

各営業拠点の統廃合による効率的な営業活動

購買部門の外注管理による外部購入原価の低減

工事部門の責任と権限強化による工事原価の低減

固定人件費・固定経費削減の成果としての全社利益の積み上げ

4月1日に設立し、住宅業務を移管する住宅子会社(株)ジェイ・ケイ・ハウス)の営業活動

などであります。

これらの課題解決は、当然全役職員が個々の役割と責任を全うすることで対応して参ります。

次に、全社的な取り組みとしては、21世紀を見据えて実行した今回の構造改革を決して無駄にしないために、

社員一人一人の活力・士気向上へ向けて実施する人事諸施策等

このような厳しい環境にあっても達成しなければならない当社のベースとなる建設事業の維持・回復

時代のニーズに合わせ、会社が取り組まねばならない環境事業の拡大策(ダイオキシン等超微量物質分析計量証明事業・土壌汚染浄化事業等)

これらに全力で取り組み、先頭に立って引っ張っていく経営陣については、今回の改革を区切りとして、刷新、若返りを図り、新たな体制で、社業の一層の発展を期することといたします。

株主の皆様におかれましては、このような経緯をご理解賜わり、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[2] 会社の概況（平成14年3月31日現在）

1 . 主要な事業内容

当社は、建設業法による特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木工事の設計・施工及び請負並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者として福島県知事免許を取得し、不動産売買・賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

また、計量法・作業環境測定法による福島県知事登録により各種試験・測定・分析事業、衛生的環境の確保に関する法律による福島県及び茨城県知事登録により各種施設管理事業、廃棄物処理及び清掃に関する法律による福島県知事許可により産業廃棄物の中間処理事業並びに各種許可、登録、届出により、これらに関連する事業を行っております。さらに、厚生労働大臣の水道法による水質検査機関の指定を受け、これらの検査業務を行っております。

以上の事業の概要は次のとおりであります。

建設事業	娯楽・宿泊施設、教育・文化・社会施設、医療・福祉施設、工場、店舗、事務所、浄排水処理施設、住宅、土地造成、道路、道路施設、上・下水道、トンネル、橋梁、河川整備、農地整備、法面保護、造園、植栽工事などの設計・施工及び請負
不動産事業	住宅及び宅地の販売、不動産の賃貸
その他事業	環境関係測定分析、作業環境測定、環境調査、燃料分析、水質分析・検査、食品衛生検査、土質試験、ビル管理、浄排水処理施設維持管理、電気・空調・給排水・衛生設備維持管理、産業廃棄物中間処理など

2 . 株式の状況

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 29,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,850,000株 |
| (3) 1単元の株式数 | 1,000株 |
| (4) 株主数 | 526名 |
- (前年度比10名減少)

(5) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況 持 株 数(出資比率)	当社の大株主への出資状況 持 株 数(出資比率)
常 磐 興 産 株 式 会 社	1,833 ^{千株} (23.35%)	3,289 ^{千株} (4.54%)
と き わ 流 通 株 式 会 社	535 (6.82)	41 (22.28)
常 磐 開 発 従 業 員 持 株 会	391 (4.98)	-
株 式 会 社 常 陽 銀 行	390 (4.97)	254 (0.03)
株 式 会 社 東 邦 銀 行	390 (4.97)	167 (0.07)
株 式 会 社 富 士 銀 行	390 (4.97)	-
常 興 電 機 株 式 会 社	305 (3.89)	14 (35.00)
株式会社茨城サービスエンジニアリング	300 (3.82)	6 (15.00)
常 磐 共 同 ガ ス 株 式 会 社	300 (3.82)	-
株 式 会 社 常 磐 製 作 所	276 (3.52)	30 (15.00)

- (注) 1. 株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行の3行は、平成14年4月1日に分割・合併による組織再編を実施し、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行となっております。
2. 株式会社富士銀行への出資はありませんが、同行の完全親会社の株式会社みずほホールディングスの普通株式35株(出資比率0.00%)を所有しております。
なお、株式会社みずほホールディングスへの出資比率には、議決権のない優先株式を除いて算出しております。

3. 主要な借入先

借 入 先	期末借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 常 陽 銀 行	949 百万円	390 千株	4.97 %
株 式 会 社 東 邦 銀 行	901	390	4.97
株 式 会 社 秋 田 銀 行	650	250	3.18
株 式 会 社 富 士 銀 行	600	390	4.97

4. 重要な企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 所 有 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リアルタイム	10百万円	100%	警 備 保 障 事 業

(2) 企業結合の成果

当期におきましては、前期と同様に重要な子会社1社を含む連結子会社は3社ですが、上記の重要な子会社以外の2社につきましては平成14年2月25日に解散決議を行い、現在清算手続中であります。

当期の重要な子会社の売上高は、前年度比1.2%減の5億51百万円となりました。

なお、当期利益につきましては、前年度比89.3%増の14百万円となりました。

5. 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末員数	前期末比増減		
319 名	19 名	41.4 才	16.5 年

(注) 1. 従業員数に他社への出向者2名が含まれております。

2. 上記のほか、臨時従業員の期中平均雇用人数は48名であります。

6. 主要な営業所及び事業所

本社：福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地

支店：茨城支店（茨城県北茨城市）

東京支店（東京都中央区）

営業所：相双営業所（福島県双葉郡大熊町）

郡山営業所（福島県郡山市）

事業所：資源科学課（福島県いわき市）

(注) 1. 平成14年3月1日付で、県南営業所は郡山営業所に統合し、相双営業所は所在地が福島県原町市から上記に移転いたしました。

2. 平成14年3月31日付で、仙台支店（宮城県仙台市）、高萩営業所（茨城県高萩市）、機材センター（福島県いわき市）を閉鎖いたしました。

7. 取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	菅 榮 藏	
専務取締役	住 吉 勝 馬	建設本部長(兼)ISO委員会委員長
常務取締役	高 山 栄之助	管理本部長
取締役	佐 川 藤 介	営業本部長(兼)営業企画部長
取締役	箱 崎 泰 弘	茨城支店長
取締役	奥 山 龍 義	住宅本部長(兼)住宅部長
取締役	神 好 雄 治	営業本部副本部長(兼)営業部長
取締役	市 川 久 次	環境本部長(兼)営業部長
取締役	砂 押 正 行	茨城支店副支店長(兼)営業部長
監査役	阿 部 嘉 文	常勤
監査役	須 藤 正 弘	常磐興産株式会社常勤監査役
監査役	長 原 宏	常磐興産株式会社常勤監査役
監査役	川 上 寿 雄	常磐食品酒類販売株式会社代表取締役社長

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

平成13年6月28日開催の第57回定時株主総会において、取締役高橋進氏が辞任し、新たに砂押正行氏が選任され、就任いたしました。

2. 決算期後に生じた取締役の異動

(1) 平成14年4月1日付で、取締役の担当等に次の変更がありました。

(新役職)	(氏名)	(旧役職)
建設本部長 (兼)ISO委員会委員長 (兼)安全室長	住 吉 勝 馬	建設本部長 (兼)ISO委員会委員長
建設本部住宅部長	箱 崎 泰 弘	茨城支店長
	奥 山 龍 義	住宅本部長(兼)住宅部長
営業本部副本部長 (兼)営業部長 (兼)東京支店長	神 好 雄 治	営業本部副本部長 (兼)営業部長
営業本部茨城支店長	砂 押 正 行	茨城支店副支店長 (兼)営業部長

(2) 平成14年4月30日付で、箱崎泰弘氏は取締役を辞任いたしました。

3. 監査役須藤正弘、長原 宏、川上寿雄の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成14年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成14年4月1日に住宅部門の分離を目的に新子会社 株式会社ジェイ・ケイ・ハウスを設立いたしました。概要は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 本店所在地 | 福島県いわき市常磐湯本町向田88番地 |
| (2) 資本金 | 20,000千円 |
| (3) 大株主 | 常磐開発株式会社（持分比率100%、所有株数200株） |
| (4) 事業の内容 | 建築、外構、造園工事の設計、監理、施工並びに請負業
建築物のリフォーム請負業
不動産の売買、賃貸借、管理、仲介等の取引に関する業務
上記に付帯する一切の業務 |
| (5) 決算期 | 毎年12月31日（年1回） |
| (6) 役員 | 代表取締役社長 住吉勝馬
常務取締役 箱崎泰弘
取締役 鈴木英雄
監査役 阿部嘉文 |
| (7) 営業開始日 | 平成14年7月1日 |

（注） 本営業報告書の数値は、単位未満を切り捨て、比率については四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,843,551	流動負債	7,359,366
現金預金	1,064,719	支払手形	24,960
受取手形	464,277	工事未払金	1,621,799
完成工事未収入金	2,594,228	不動産事業未払金	1,850
売掛金	185,095	短期借入金	4,200,000
販売用不動産	1,712,700	一年以内返済予定の長期借入金	432,400
未成工事支出金	590,130	未払金	71,379
不動産事業支出金	300	未払法人税等	53,596
短期貸付金	180,000	未払費用	302,772
前払費用	16,832	未成工事受入金	453,472
未収入金	106,307	不動産事業受入金	1,150
仮払金	56,286	預り金	49,287
その他流動資産	15,398	賞与引当金	127,187
貸倒引当金	142,724	完成工事補償引当金	9,800
固定資産	2,675,273	その他流動負債	9,710
有形固定資産	1,534,789	固定負債	393,524
建物	148,511	長期借入金	68,200
構築物	26,267	繰延税金負債	2,194
機械装置	22,325	退職給付引当金	195,865
車両運搬具	20,594	役員退職慰労引当金	127,265
工具器具備品	38,624	負債合計	7,752,891
土地	1,277,882	(資本の部)	
建設仮勘定	584	資本金	583,300
無形固定資産	5,367	法定準備金	859,180
電話加入権	4,198	資本準備金	713,355
その他無形固定資産	1,168	利益準備金	145,825
投資等	1,135,116	再評価差額金	51,508
投資有価証券	957,889	剰余金	371,894
子会社株式	10,000	任意積立金	480,000
出資金	19,400	別途積立金	480,000
長期貸付金	27,633	当期未処理損失	108,105
破産債権・更生債権等	54,343	(うち当期損失)	(151,661)
長期前払費用	1,616	評価差額金	3,068
その他投資等	141,875	その他有価証券評価差額金	3,068
貸倒引当金	77,642	資本合計	1,765,933
資産合計	9,518,825	負債及び資本合計	9,518,825

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業損益の部	売上高		
		完成工事高	10,850,041	
		販売用不動産売上高	271,330	
		その他売上高	1,230,854	12,352,227
		売上原価		
		完成工事原価	9,896,062	
		販売用不動産売上原価	266,040	
		その他売上原価	932,506	11,094,608
		売上総利益		
		完成工事総利益	953,979	
		販売用不動産売上総利益	5,290	
		その他売上総利益	298,348	1,257,619
		販売費及び一般管理費		1,029,400
	営業利益		228,218	
営業外損益の部	営業外収益			
	受取利息	1,875		
	受取配当金	21,116		
	その他営業外収益	23,542	46,533	
	営業外費用			
	支払利息	76,444		
その他営業外費用	11,969	88,413		
経常利益		186,338		
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	21,155		
	投資有価証券売却益	81,898		
	貸倒引当金戻入益	14,891		
	債務保証損失引当金戻入益	53,184		
	その他特別利益	120	171,249	
	特別損失			
	固定資産処分損	7,495		
	販売用不動産評価損	10,450		
	貸倒引当金繰入額	14,815		
	特別退職関連費	414,929		
その他特別損失	37	447,728		
税引前当期損失		90,140		
法人税、住民税及び事業税		61,520		
法人税等調整額		-		
当期損失		151,661		
前期繰越利益		43,555		
当期末処理損失		108,105		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定しております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産.....個別法による原価法

未成工事支出金.....個別法による原価法

不動産事業支出金.....個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法

無形固定資産.....定額法

長期前払費用.....定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金.....完成工事に関する瑕疵担保に備えるため、過去の補修実績に将来の補修見込を加味して計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職金の支出に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。この引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

- (5) 完成工事高の計上基準.....完成工事高の計上は、工事完成基準によって
 おりますが、長期大型工事（工期1年以上で
 請負金額が2億円以上）については、工事進
 行基準によっております。
 なお、工事進行基準によった完成工事高は、
 303,972千円であります。
- (6) リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認め
 られるもの以外のファイナンス・リース取引
 については、通常の賃貸借取引に係る方法に
 準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理.....税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表の注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権 | 61千円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 4,024千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 610,152千円 |
| (3) 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 481,175千円 |
| (4) 保証債務 | 43,700千円 |
| (5) リースにより使用する固定資産 | |
| 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している営業用自動車、
O A 機器があります。 | |
| (6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用
の土地の再評価を行い、再評価差額金を資本の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条
第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎とな
る土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した
価額」に合理的な調整を行って算定しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価前帳簿価額 | 1,329,391千円 |
| 再評価後帳簿価額 | 1,277,882千円 |
| (7) 1株当たり当期損失 | 19円31銭 |
| (8) 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額 | 3,068千円 |
| (9) 期末日満期手形 | |
| 期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に
含まれております。 | |
| 受取手形 | 32,052千円 |

3. 損益計算書の注記

(1) 子会社との取引高

売 上 高	- 千円
仕 入 高	31,836千円
その他の営業取引	4,788千円

(2) 一般管理費に含まれる研究開発費

6,115千円

(3) 特別退職関連費の内訳

大量退職に伴う終了損益	155,877千円
特別加算金等	204,052千円
再就職支援費用	55,000千円

利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 理 損 失	108,105,635
任 意 積 立 金 取 崩 額	
別 途 積 立 金 取 崩 額	200,000,000
計	91,894,365
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金	39,250,000
(1 株につき 5 円)	
次 期 繰 越 利 益	52,644,365

会計監査人の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成14年 5月20日

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 菅 榮 藏 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 上 本 寿 雄 ㊞
関与社員

代表社員 公認会計士 森 川 好 弘 ㊞
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、常磐開発株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第58期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 当社の会計監査人監査法人太田昭和センチュリーは、平成13年7月1日に、名称を「新日本監査法人」に変更しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成14年5月22日

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 菅 榮 藏 殿

常 磐 開 発 株 式 会 社 監 査 役 会

監査役(常勤) 阿 部 嘉 文 (印)

監 査 役 須 藤 正 弘 (印)

監 査 役 長 原 宏 (印)

監 査 役 川 上 寿 雄 (印)

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第58期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(注) 監査役須藤正弘、長原 宏及び川上寿雄は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 菅 榮 藏

2. 総株主の議決権の数

7,537個

3. 議案及び参考事項

第1号議案 第58期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類（16頁）に記載のとおりであります。

当期は、営業報告書に記載しましたとおり、前期に続き2期連続の損失を計上することとなりましたが、来期に損失繰越を行わず、別途積立金を一部取崩すこととさせていただきます。また、当期の利益配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨及び目的

(1) 平成13年10月1日施行の「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）により、額面株式制度の廃止、単位株制度の廃止及び単元株制度の創設、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」の廃止、株主総会の定足数基準等に関する商法規定の整備がなされたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

ア．第6条について、額面株式に関する規定を削り、第7条以降の条文を1条ずつ繰り上げるものであります。（上記 関係）

イ．第7条（新第6条）について、1,000株をもって1単元とする旨を定めるとともに、単元未満株券は発行しない旨の規定を加えるものであります。（上記 関係）

ウ．第8条及び第9条（新第7条及び新第8条）中の「単位未満株式」を「単元未満株式」に改めるものであります。（上記 関係）

エ．第11条について、旧株式消却特例法に基づく規定を削り、第12条以降の条文を2条ずつ繰り上げるものであります。（上記 関係）

- オ．第17条及び第27条（新第15条及び新第25条）の文言を、改正商法の文言に合わせるものであります。（前記 関係）
- (2) 平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）により、会社関係書類の電子化、新株予約権の創設等に関する商法規定の整備がなされたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ア．第10条、第35条及び第36条（新第9条、新第33条及び新第34条）について、株主名簿が電磁的記録で作成されていることから実態に即し、「記載または記録」と変更するものであります。（上記 関係）
- イ．第37条について、転換社債が新株予約権付社債の一種として規定され、新株予約権付社債の配当起算日が取締役会決議事項となったことからこの規定を削り、第38条を3条繰り上げるものであります。（上記 関係）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、下線は変更箇所を示すものであります。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(額面株式 1 株の金額)</u></p> <p>第 6 条 当社の発行する額面株式 1 株の金額は、50円とする。</p> <p>(1 単位の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単位の株式の数は、1,000株とする。 (新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、<u>単位未満株式の買取りに関する事項</u>、株券の再発行、株式の取扱いに関する手数料、その他株式に関する取扱いまたはその手続きについては、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 7 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、<u>単元未満株式の買取りに関する事項</u>、株券の再発行、株式の取扱いに関する手数料、その他株式に関する取扱いまたはその手続きについては、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、<u>単位未滿株式</u>の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、<u>単元未滿株式</u>の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者となることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者となることができる。</p>
<p>(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第11条 当社は、平成12年6月29日後、<u>取締役会の決議をもって、785,000株を限度として、利益による消却のために自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第12条～第16条</p>	<p>(削る)</p> <p>第10条～第14条に順次繰り上げる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において、発行済株式総数のうち議決権を有する株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第18条～第26条</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、株主総会において、発行済株式総数のうち議決権を有する株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第28条～第34条</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第16条～第24条に順次繰り上げる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第26条～第32条に順次繰り上げる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(利益配当)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(転換社債の転換と配当)</p> <p>第37条 当社の発行する転換社債の転換により発行された株式の最初の利益配当金または中間配当金については、<u>転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとしてこれを支払う。</u></p> <p>第38条</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(利益配当)</p> <p>第33条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>第35条に繰り上げる。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役菅 榮藏、住吉勝馬、高山栄之助、佐川藤介、市川久次の5氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、5名全員の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	住 所	主たる職業	略 歴	所有する当 社株式の種 類及び数	当社と 利害関 係
菅 榮 藏 (昭和6年5月23日生)	福島県いわ き市常磐湯 本町下浅貝 109-56	当 社 社 代表取締役 長	昭和21年4月 常磐炭礦(株)(現常磐興 産(株))入社 昭和46年7月 (株)福島環境整備セン ター(現常磐開発(株)) 入社 昭和60年6月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役 平成3年9月 当社代表取締役社長 現在に至る	普通株式 82,000株	後記 欄外 (注) 1 参照
住 吉 勝 馬 (昭和17年4月14日生)	福島県いわ き市内郷高 坂町簗ヶ作 129-225	当 社 社 専務取締役 建設本部長 (兼)ISO委員会 委 員 長 (兼)安全室長	昭和41年4月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役土木部長 平成4年6月 当社常務取締役建設本 部長 平成9年6月 当社専務取締役 平成13年4月 当社専務取締役建設本 部長(兼)ISO委員会委 員長 平成14年4月 当社専務取締役建設本 部長(兼)ISO委員会委 員長(兼)安全室長 現在に至る	普通株式 10,000株	後記 欄外 (注) 2 参照

氏名 (生年月日)	住 所	主たる職業	略 歴	所有する当社株式の種類及び数	当社との利害関係
高山 栄之助 (昭和16年11月2日生)	福島県いわき市平北白土字上河原56	当社取締役 管理本部長	昭和40年4月 当社入社 平成2年6月 当社取締役総務部長 平成9年6月 当社常務取締役管理本部長 現在に至る	普通株式 13,000株	なし
佐川 藤 介 (昭和22年10月26日生)	福島県いわき市常磐水野谷町亀ノ尾5	当社取締役 営業本部長 (兼)営業企画部長	昭和45年4月 当社入社 平成4年4月 当社建設本部建築部長 平成8年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成9年6月 当社取締役営業本部長 平成12年4月 当社取締役営業本部長(兼)営業企画部長 現在に至る	普通株式 5,000株	なし
市川 久 次 (昭和26年12月29日生)	福島県いわき市鹿島町久保字於振1-3	当社取締役 環境本部長 (兼)営業部長	昭和48年11月 ㈱福島環境整備センター(現常磐開発㈱)入社 平成2年4月 同社環境対策部長 平成10年6月 当社取締役環境対策部長 平成12年4月 当社取締役環境本部長(兼)水処理施設部長 平成13年4月 当社取締役環境本部長(兼)営業部長 現在に至る	普通株式 2,000株	なし

(注) 1. 取締役候補者菅 榮藏氏は㈱リアルタイム代表取締役社長を兼務しておりますが、当社は㈱リアルタイムとの間に施設警備業務の委託関係があります。

2. 取締役候補者住吉勝馬氏は㈱ジェイ・ケイ・ハウス代表取締役社長を兼務しておりますが、平成14年7月1日の営業開始日以降、同社との間に販売用不動産の販売業務委託関係等が生じる予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役須藤正弘、長原 宏の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、須藤正弘氏の再任と新たに田井治直美氏の2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	住 所	主たる職業	略 歴	所有する当 社株式の種 類及び数	当社と の利害 関 係
須藤正弘 (昭和10年11月12日生)	東京都足立 区加平 3-11-13	常磐興産(株) 監査役	昭和34年4月 常磐炭礦(株)(現常磐興 産(株))入社 平成元年10月 ㈱茨城サービスエンジ ニアリング取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社監査役 常磐興産(株)監査役 現在に至る 平成11年6月 当社監査役 現在に至る	0株	後記 欄外 (注) 1 参照
田井治直美 (昭和17年7月3日生)	福島県いわ き市中央台 飯野3-23-8	常磐興産(株) 内部監査室長	昭和41年4月 常磐炭礦(株)(現常磐興 産(株))入社 平成元年4月 同社管理本部経理部次 長 平成6年7月 同社P C事業本部事務 部長 平成9年3月 同社内部監査室長 現在に至る	0株	後記 欄外 (注) 2 参照

- (注) 1. 監査役候補者須藤正弘氏は常磐興産(株)及び(株)茨城サービスエンジニアリングの監査役を兼務しておりますが、当社は常磐興産(株)との間に資材の発注、請負工事の受注関係があり、(株)茨城サービスエンジニアリングとの間に請負工事の発注関係等があります。
2. 監査役候補者田井治直美氏は常磐興産(株)の内部監査室長を兼務しておりますが、当社は常磐興産(株)との間に資材の発注、請負工事の受注関係等があります。
3. 須藤正弘、田井治直美の両氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成14年4月30日付で取締役を退任されました箱崎泰弘氏並びに本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます奥山龍義氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

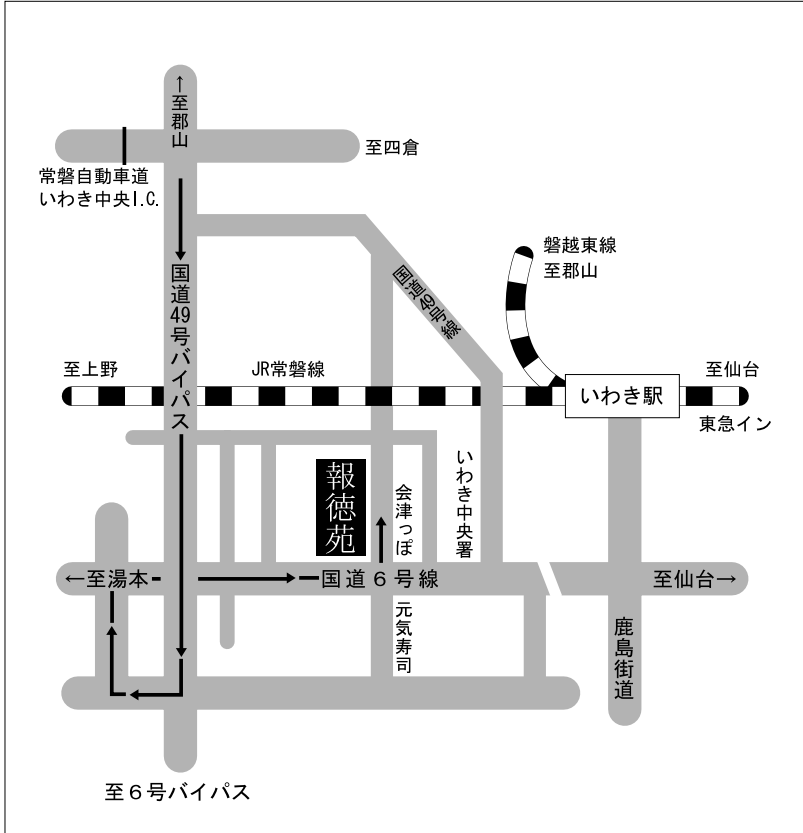
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
箱 崎 泰 弘	平成8年6月 当社取締役 平成14年4月 当社取締役辞任
奥 山 龍 義	平成9年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

会場ご案内図

会 場：福島県いわき市内郷御厩町 3 丁目148番地
報 徳 苑
☎ 0246 (26) 2211



交通機関等のご案内

J R 常 磐 線.....いわき駅下車 常磐交通バスにて所要時間約15分
タクシーにて所要時間約10分
内 郷 駅 下 車 タクシーにて所要時間約10分

常磐自動車道.....いわき中央インターチェンジより車にて所要時間約10分